

清水町告示第54号

清水町共同開発事業支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月28日

清水町長 関 義弘

清水町共同開発事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内の企業間連携の促進及び産業の活性化を図るため、異なる分野2社以上の中小企業者が共同で新商品等を開発する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、町内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納期の到来した町税に未納がないこと。
- (2) 清水町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
- (4) 過去に、同一の事業者において、当該補助金の交付を受けていないこと。
- (5) その他町長が適当でないと認める者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 異なる分野の事業を実施する2社以上の中小企業者が共同して行う事業。ただし、3社以上で実施する場合は、異なる分野の事業を実施する中小企業者が2社以上であれば対象とする。

(2) 新商品又は新役務等の開発に係る事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、別表第1に掲げるもの又は町長が必要と認めたものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から当該補助金以外に交付を受けた他の補助金を差し引いた額の2分の1以内とし、上限を50万円とする。ただし、算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、清水町共同開発事業支援補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼町税等納付状況確認同意書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 共同申請者一覧表（様式第5号）
- (4) 見積書等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付条件)

第8条 町長は、補助金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、補助対象経費の配分を変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）しようとするとき又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を受けた年度終了後から5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得又は効用の増加した財産については、事業の完了後において

ても注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(交付決定等)

第9条 町長は、第7条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、清水町共同開発事業支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第10条 交付決定者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更し、又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第7号)に掲げる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第3号)
- (2) 変更収支予算書(様式第4号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、変更を承認し、清水町共同開発事業支援補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日であった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第3号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 補助事業の実施状況が確認できる写真又は成果品の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付確定)

第12条 町長は、前条の規定により完了報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、清水町共同開発事業支援補助金交付確定通知書(様式第

10号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による確定通知書を受領した交付決定者は、当該通知を受領した日から起算して10日以内に、請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(町内の事業への協力)

第15条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた中小企業者は、町が行う各種産業振興事業に協力するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。